



「ゼロカーボン北海道」タスクフォース・ 地方支分部局レベル会合（第8回）

令和8年1月19日
北海道地方環境事務所



地域の脱炭素化に向けた主な自治体支援（令和8年度予算案）

国庫補助

■ 地域脱炭素推進交付金

【R 7 年度予算 385億円 + R 6 年度補正予算 365億円】

→脱炭素と地域課題解決を同時実現する「脱炭素先行地域」等のモデル構築に取り組む自治体を複数年度にわたり支援



先行地域100地域等の実現に向け必要予算を確保

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の実現のための支援

(+今後の在り方については改めて検討)

【R 8 当初 270億円 + R 7 補正 335億円】

■ 地域レジリエンス事業

【R 7 年度予算 20億円 + R 6 年度補正予算 20億円】

(2025年度までに約1,000箇所)



国土強靭化計画に基づく導入加速化のため予算拡充

2035年度までに追加3,000箇所

【R 8 当初 20億円 + R 7 補正 40億円】

■ 地方公共団体による脱炭素計画作成支援

→自治体による再エネ導入等の脱炭素化に向けた脱炭素計画策定支援や人材育成支援等を実施



具体施策の検討・実施支援へ転換（「宣言から実行へ」）

【新】地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

【R 8 当初 6.3億円 + R 7 補正 7億円】

地方財政措置・財政投融資

■ 脱炭素化推進事業債（地方財政措置）

2022年度～2025年度

900億円/事業費1,000億円

→自治体の公共施設等の脱炭素化のための地方財政措置



措置延長（2026～2030年度）

■ 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等（財政投融資）

R 7 年度予算 600億円（産業投資 + 政府保証）

→民間の脱炭素事業に対する官民ファンドによる出資・債務保証等



規模拡充

R 8 年度予算 700億円（産業投資 + 政府保証）

(参考) 地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和8年度予算(案) 27,018百万円(38,521百万円)】

【令和7年度補正予算額 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)や地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

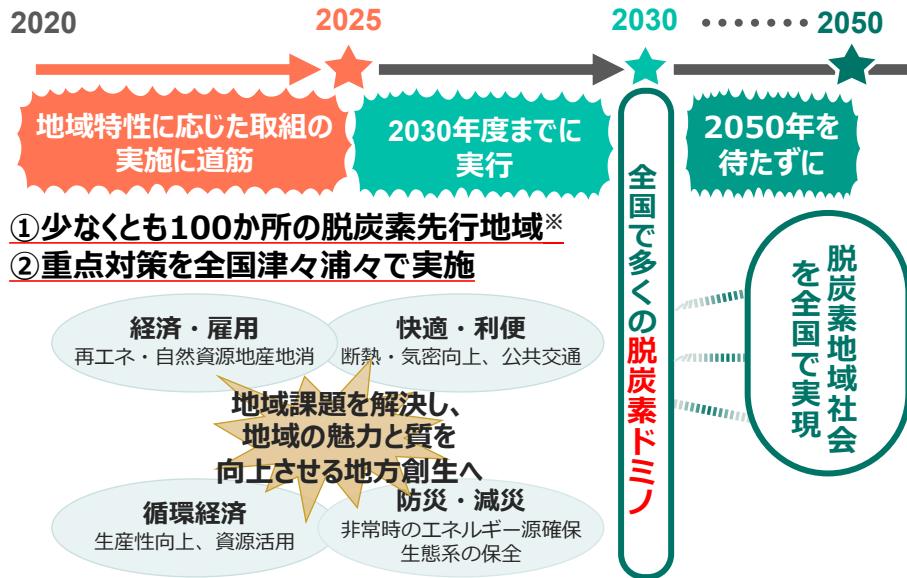
(2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：(1) 交付金 (2) 委託費
- 交付対象：(1) 地方公共団体等 (2) 民間事業者・団体等
- 委託先
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) 交付スキーム>

- (a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等



【令和8年度当初予算額（案） 2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額 4,000百万円】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、
市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象：地方公共団体 （PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同）
申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可

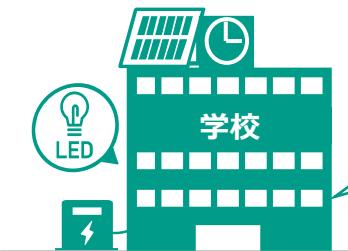
■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等



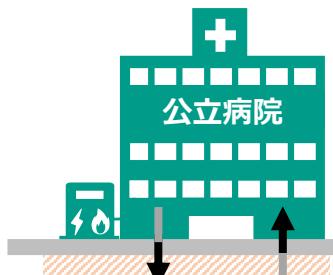
- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等



災害時に避難施設として機能を発揮する学校へ太陽光発電設備・蓄電池・高効率照明機器を導入。



重要なライフラインとなるスマホの他、照明等への電源供給を実施。



公立病院へCGS・地中熱利用設備・高効率空調機器を導入。

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

(北海道における取組①) 地域脱炭素マッチング会

- 地域脱炭素に関する困り事・ニーズを持つ市町村と、解決できるソリューションを持つ企業とがマッチングできる機会を、R4年度から提供（北海道環境財団、北海道庁と連携）
- R5年度からより地域にフォーカスした『地方版地域マッチング会』も開催 ※R5実績@十勝／R6実績@釧路・根室、上川
- R6年度から北海道庁事業『区域施策編研修会』や『ゼロカーボン塾』と連携した合同開催

R6年度実施状況

地域脱炭素ネットワークフォーラム（R6.8.20）

- ・現地・オンライン合わせて105名参加
- ・『区域施策編研修会』と同日開催し、脱炭素に取り組み始める自治体に対して情報収集・仲間づくりの場を提供

地域脱炭素ソリューションマッチング会（R7.2.14）

- ・現地・オンライン合わせて101名参加
- ・「太陽光」、「ZEB」をテーマとしたソリューションマッチング
- ・『ゼロカーボン塾』報告会と同日開催し、脱炭素を具体的に前へ進めたい自治体に対して、実践的な事業に繋がる場を提供

R7年度実施状況

北海道『ゼロカーボン塾』事業の現地視察研修と連携開催

- ・10/8 地域脱炭素マッチング会@札幌市
- ・10/16 地域脱炭素マッチング会@帯広市
- ・10/22 地域脱炭素マッチング会@函館市
- ・10/31 地域脱炭素マッチング会@旭川市

北海道『ゼロカーボン塾』事業の成果報告会と連携開催

- ・2/17 北海道のゼロカーボンに関わる有識者、事業者、関係団体の知見・経験を共有し、連携を深めるネットワーキングの場を提供予定



(北海道における取組②) 人材育成・普及啓発イベントの開催



地域脱炭素フォーラムin札幌

- ◆ 地域脱炭素に精力的に取り組む自治体や事業者、金融機関、学識者等による議論を通じて、「産官学金労言」など多様な主体を巻き込んだ地域脱炭素のムーブメントにつなげることを目指し開催。

○開催日時：令和7年6月11日（水）14:00～16:00

○主催：環境省 協力：Team Sapporo Hokkaido、北海道新聞

○会場：札幌プリンスホテル

＜基調講演①＞

講演者：江夏あかね氏（株式会社野村資本市場研究所 野村サステナビリティ研究センター長）

テーマ：サステナブルファイナンスをめぐる国内外の動向

＜基調講演②＞

講演者：兼間 祐二氏（株式会社北海道銀行代表取締役頭取

／株式会社ほくほくフィナンシャルグループ代表取締役副社長）

テーマ：北海道におけるGXとDXの相乗的な発展と地域金融の役割

＜パネルディスカッション＞

テーマ：地域脱炭素と地域金融機関の連携について



学生向けGX・金融セミナー「北海道の未来が求めるGX人材」

- ◆ 学生のキャリア形成に活かしていくいただく機会として、北海道のGXやそれを支える金融機関の役割、北海道のGXを担う現場の声を紹介するセミナーを開催。

○開催日時：令和7年6月23日（月）14:00～15:30

○主催：環境省

○会場：北海道立道民活動センター（かでる2・7）

＜基調講演＞

テーマ：「北海道の未来が求めるGX人材」講演資料

講演者：金留 正人（DNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社
サステナビリティサービス統括部 プリンシパル）

＜パネルディスカッション＞

テーマ：「これからの北海道GX、それを支える金融が求める人材像」



(北海道における取組③) 札幌大学におけるESG講義



- 脱炭素社会への移行など持続可能な社会の実現に向け、環境・経済・社会に焦点をあてたESG金融が世界的に拡大していることを踏まえて、札幌大学と連携し、同大学にて「環境金融論」(経済学専攻専門科目)を実施（全16回）。
- 環境省、北海道地方環境事務所のほか、北海道、札幌市、ほくほくフィナンシャルグループ、株式会社脱炭素化支援機構も一部講義において登壇。

1. 日程

令和7年9月24日から令和8年1月18日まで（全16回予定）
(9月24日はガイダンス、初回講義は10月1日)



2. 場所

札幌大学



3. 主な内容

- ・環境問題と環境行政、ESG金融への取組（国際、日本、北海道）
- ・環境問題への経済学的アプローチ（市場の失敗、環境規制、金融機関の役割）
- ・ESG地域金融の実践とESG地域金融のあり方についてのグループワーク
- ・ESGと企業投資、金融投資、およびグリーンローンの金融技法

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与える開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】